

第1部 対日直接投資自由化に関する歴史(1950年代から1980年代まで)

日本は、1960年の「貿易・為替自由化計画大綱」決定後、1963年には輸入自由化率[輸入総額に占める、自由化(輸入数量制限撤廃)品目の割合]92%を達成し欧米の水準に至った。その後、1964年にIMF8条国への移行、ほぼ同時期のOECDへの加盟と名実ともに開放経済体制をとることになる。以下では、外為法・外資法成立(1950年)からOECD加盟(1964年)を経て、外為法改正(外資法廃止)(1980年)に至る歴史的流れを俯瞰するとともに、導き出される知見の検証も行う。

具体的には、第1章で「OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～」、第2章で「OECD加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向～規制緩和時代の外資の導入とその背景～」、第3章で「外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向～自由化時代の外資の導入とその背景～」に関する詳細な分析を行った後、第4章で補足説明を行う。

第1章 OECD加盟(1964年)までの動向～産業保護時代～

(1)外国為替及び外国貿易法(外為法)・外資に関する法律(外資法)成立(1950年)から貿易為替自由化大綱成立(1960年)まで

1)外為法と、外為法の特別法である「外資法」成立(1950年およびその段階的改正

為替・資本取引は、1949年12月に公布された外為法と外為法の特別法である「外資法」(1950年5月公布)ならびに関連政省令等により統一的に管理・規制された。この当時の日本の政策課題は、戦後復興のための外資導入による成長資金の確保にあり、外貨の流出を極力抑える必要があった。

この時期の為替・資本取引規制の特徴は、以下の3点にまとめられる。

輸入に係る外貨予算制度の採用

外為法3条に基づき設置された閣僚審議会において、輸入品目または項目別、支払い通貨別に予算金額を定め、対外支払いの規制を行った。(1950年～1964年)

「原則禁止、例外自由」の仕組みを採用

外国為替・資本取引を原則的に禁止した上で、政省令で禁止を解除するなど個別に許可や認可を与える仕組みをとった。

外貨の政府への全面集中制度を採用

外貨取引の政府の把握、コントロールを容易にするため、外貨保有を外為銀行等に限った(1952年)。

1952年の外資法改正では、技術援助と結びつかない社債・貸付金債権も管理・規制の対象とすること、外資系企業による株式または持分の売却代金送金を条件付きの保証とすることお

よび外資系企業による株式の乗り換えの許可に関する改正が行われた。

1957年には、円ベース制度(円ベース株式自由取得制度)実施、特定の外国投資家に対し日本法人の発行済み株式取得の認可(適用国は条約で内国民待遇が規制されている国のみで、インフラ産業・金融・放送等の「制限業種」は対象外)等の改正が行われた。

2)1950年～1960年当時の外資系企業の進出状況

戦後の外資系企業の進出は、外為法、外資法が制定され、我が国経済の自立と健全な発展、国際収支の改善に寄与するとみなされる外国資本の導入について、元本、果実の送金保証が認められた1950年から始まる。

この時期に国内経済の復興の兆しが見え始めたこと、米国系大企業が、自国内における利潤率の低下等の理由により、積極的に海外投資を開始するようになったことがあいまって多数の外資系企業が誕生した。政府の政策の眼目は、優良で長期の外資導入を促進することであり、その目的に合った外資系企業を中心に、米国系資本が多いこと、石油、化学など基幹産業に対するものが大部分であることが特徴として挙げられる。また、すでに外資を導入している会社(既存会社)に対する更なる資本参加という形態が多く、純外資系企業(外国法人または外国人が資本金の全額を出資して設立した企業)は、少数であった。

3)1950年～1960年当時の日本の貿易の状況

1950年以降、日本は国際経済に復帰していくが、そのパフォーマンスをみると、貿易収支は1950年代を通じ基本的に大幅な赤字を計上し、特に1953年～1954年、1957年には外貨準備高急減により引き締め政策を余儀なくされ(いわゆる「国際収支の天井(シーリング)」)、IMF等からの借入れが行われた。

こうした国際収支の脆弱性を反映し、1950年代を通じ輸入について広範な制限(量的制限)が存在し、輸入自由化率は、1956年22%、1958年33%にとどまっていた。

(2)貿易・為替自由化大綱成立(1960年)から OECD 加盟(1964年)まで

1)1960年～1964年当時の外資導入に関する政府・大蔵省の方針

1958年末の西欧諸国通貨との交換性回復、輸出急増による1958年、1959年の貿易収支黒字など、日本の対外ポジションの改善、GATTにおける米国の自由化要請を受け、貿易為替自由化の動きが本格化し、1960年6月に「貿易・為替自由化計画大綱」が決定された。この大綱により、輸入自由化率(1960年4月現在で40%)を、3年後におおむね80%(石油・石炭を自由化した場合にはおおむね90%)に引き上げる目的が示された(1963年8月には輸入自由化率92%を達成し欧米水準並みに)。

この際、政府は為替については経常取引の2年以内の原則自由化との姿勢を示したが、資本取引については「国内経済の発展に悪影響のないよう留意しつつ、逐次、規制を緩和する」

と自由化の具体的内容、時期は明示せず、慎重な姿勢を示していた。

当時の大蔵省為替局の方針は、以下の3点にまとめられる。

基本的な考え方

經常取引の自由化に次いで資本取引の自由化を行う。資本取引は中小企業への影響、株式取得による企業支配の恐れ、金融市場、為替市場の影響などを考慮し漸進的に行う。

借入、技術導入

外資の導入でも、借入金や技術導入を伴うもの場合は、金利負担の軽減、日本の技術進展にもつながることから、受入業種の範囲や契約条件の基準を定めて緩和を図っていく。

株式取得

市場経由等の外国投資家の取得枠の制限および、元本・社債・受益証券等に関する本国送金に関し漸進的に緩和する。

この方針を踏まえ、1960年の外資導入規制緩和が行われた。主な内容は以下の通り。

外国人投資家による株式取得率を制限業種で10%まで(従来は5%まで)、非制限業種で15%まで(従来は8%まで)の引き上げ(外国の投資家が市場から株式を購入する場合、各企業における外国人投資家の保有株式(類型)の上限が定められていた)。

株式元本の送金制限期間を現行の7年間から、2年据置5年分割への短縮。

10万ドル以下の外貨ローンの許可につき、日銀による自動認可へ緩和。

その後も、緩和措置の追加が続き、1962年には株式元本の送金制限期間の6ヵ月への短縮、1963年には株式元本の送金制限の完全撤廃が行われた。元本送金が完全に自由化されるまでは、制限が設けられてから13年を要した。

2)1960年～1964年当時の外資系企業の進出状況

1960年頃には、日本の高度成長は完全に軌道に乗り、日本市場は輸出先としてばかりではなく、その成長可能性により外資企業の投資先としての魅力が急増していた。

この時期に設立された外資系企業の業種は化学、機械、石油(精製および販売)などが中心であったが、それに加えて、食品、繊維、紙・パルプ等、消費材部門への進出も目立つようになった。出資会社の国籍は米国系が多いことには変わりはないが、1959年頃から欧州系企業の進出も多くなった。

1960年頃に生まれた主な外資系企業の特徴は、元本および配当金の対外送金を行わないという前提で外資法による認可を経ずに直接投資を行うことが可能であったため、いわゆる円ベースの会社が多数誕生したことにある。円ベース会社は業種のいかなを問わず自由に設立し得たことから、商業のみならず、製造業分野にも純外資会社が多くつくられた。

第2章 OECD 加盟から外資法廃止(外為法への統合、1980年)までの動向 ～ 規制緩和時代の外資の導入とその背景～

(1) IMF 8 条国移行、OECD 加盟、およびそれに対する政策的対処

日本は、1964年、IMF 8 条国に移行、および OECD に加盟した。その結果、国際収支を理由とした対外送金の規制を原則、行えなくなり、また、米国をはじめ世界各国から以前にも増して資本取引の自由化を迫られることとなった。

諸般の情勢を踏まえ 1967 年通産省がまとめた対日直接投資自由化対策の重点項目は以下の通り。

外資系企業の進出に伴う国内市場の混乱の防止策の必要性。

国内産業を競争力のある産業に育成し、外資と同等の条件に立たせるための条件整備の必要性。なかでも、外資による経営支配を防止するため必要な資金の融資、債務保証の促進、各企業が安定株主対策を進めやすくする措置の重要性を確認。

同年、対日直接投資に関する最終的な政府の方針は、外資審議会での議論を経て、「対内直接投資等の自由化について」として閣議決定された。その内容は通産省の基本的スタンスにのったもので、資本自由化を具体的に進める上での枠組みやスケジュールを示した「自由化措置(Liberalization Measures)」のほか、「わが国企業の競争力を強化し、外資の攪乱的行動を防止する対策」である「自由化対策(Liberalization Countermeasures)」も含まれていた。

(2) 1967 年以降の資本(対内直接投資)自由化の経緯

(1967 年第 1 次資本自由化～1973 年第 5 次資本自由化)

対日直接投資の自由化(資本自由化)は、1967 年の自由化を第 1 次として 1973 年の第 5 次自由化まで 6 年間かけて行われた。

1967 年の第 1 次資本自由化では、50 業種が自由化された(第 1 類 33 業種 + 第 2 類 17 業種)。第 1 類自由化業種とは企業新設に際し外資比率 50% まで自動認可。第 2 類自由化業種は同じく、外資比率 100% まで自動認可。第 2 次、第 3 次との資本自由化で自由化業種の数は 3 年半で漸増した。

また、自動車産業に係る自由化は、通常的自由化とは別枠で 1971 年に行われ、「自動車製造業」「自動車車体または付随車製造業」「自動車部品または付属品製造業」「ピストンリング製造業」「内燃機関電装品製造業」「自動車用電球製造業」の 6 業種がいずれも第 1 類自由化業種として指定された。

第 5 次資本自由化は 1973 年に行われ、例外 5 業種を除きすべて第 2 類(100% 自由化)となった。例外 5 業種のうち「農林水産業」「石油業」「皮革・皮革製品製造業」「店舗数が 11 を超える小売業」が個別審査の対象業種に、「鋳業」「店舗数が 11 以下の小売業」が 50% 自由化業種になった。なお、「電子計算機」「医薬品」など 17 業種については、2、3 年の猶予期間を置いて、これを 100% 自由化に移行させることが決まった。

(3)1964年～1980年当時の外資系企業の進出状況

1)業種別分析

資本自由化の流れに沿って、製造業、非製造業を合わせた対日直接投資の合計額は、上昇基調で推移している。資本自由化が繰り返された金額ベースでみると、1971年度に1度目のピーク2億5,400万ドル、外為法が全面改正(外資法廃止)された1979年度に2度目のピーク5億2,400万ドルをつけ、その後も上昇トレンドにあった。

製造業の業種別・金額ベースの対内直接投資の推移については、製造業合計で1956年度～1960年度は6,200万ドルだったものが、1961年度～1965年度で1億6,800万ドル、以下、1966年度～1970年度で2億7,100万ドル(前期間比61.3%増)、1971年度～1975年度で6億9,600万ドル(同156.8%増)、1976年度～1980年度で10億9,200万ドル(同56.9%増)と大幅に増加している。1971年度以降は、毎年、1億ドル以上の資金が流入している。1971年度と1979年度の増加が目立つが、前者は自動車自由化によるもので、機械関連業種で1億5,100万ドルの流入となっている。後者は、外資法廃止によるものであり、石油関連業種が突出して大きくなっている。

業種間の比較をすると、電機、自動車を含む機械と、医薬品を含む化学、石油に集中しており紡績、ゴム・皮革製品、食品が非常に少なく、金属、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も少ないことがわかる。

非製造業では全体で1956年度～1960年度は0、1961年度～1965年度で1,200万ドル、以下、1966年度～1970年度で5,000万ドル(前期間比316.7%増)、1971年度～1975年度で2億600万ドル(同312%増)、1976年度～1980年度で3億8,700万ドル(同87.9%増)と伸び率は高いが、水準は製造業に比べ低くなっている。1億ドル以上の資金が流入したのは、製造業に比べ10年近く遅れた1979年の外資法廃止以降である。

業種間の比較をすると、商事貿易業は一定の規模を持ち増加しているが、運輸・通信業、金融・保険業の水準の低さが目につく。

2)国・地域別分析

1966年から1980年の対日直接投資主要国・地域(米、英、西ドイツ、仏、スイス、蘭、香港、チャイニーズ・タイペイ)合計の対日投資額合計20億8,300万ドルのうち、米国系資本によるものが14億ドル以上と7割以上を占めている。これは、各年においてもほぼ同様であり、一貫して米国系資本による対日直接投資は好調といえ、金額面でみても米国1国だけで欧州計の倍以上の水準になっている。米国系と欧州系が対日直接投資の大部分を占めているという傾向が、1970年代半ばまで続いていたが、1970年代後半から香港、チャイニーズ・タイペイによる投資額も増加してきた。欧州の中では、スイス、西ドイツによる投資額が多く、英国によるものは1970年代後半には減少傾向にあった。

各国・地域ごとの水準の違い、傾向の相違はあるものの、基調としては、日本の資本自由化とともに直接投資額は増えてきている。

(4)1964年～1980年当時の日本の貿易の状況

1968年から1972年まで、経常収支黒字幅の拡大から外貨準備高が急増(1968年には、GDPで西独を抜き世界第2の経済大国になった)したが、1ドル=360円の固定相場制を維持していたこともあって、日本の輸出商品の価格競争力は断然強くなっていた。

1968年から1971年まで4年連続で輸出増加率は20%を超え(1967年度106億ドルだったものが、1971年には247億ドルに跳ね上がった)、特に、鉄、自動車、船舶、耐久消費財等の重工業品の輸出の伸びが著しかった。

一方、この時期に米国は国際収支赤字の拡大を懸念し、1971年8月のニクソン・ショックによる緊急的経済政策の断行により、一律10%の輸入課徴金設定、金とドルの交換停止、主要各国への通貨切り下げ要求などを行った。1949年以来、1ドル=360円の固定相場制を維持し実勢価格との乖離も指摘されていた円は、1971年末に1ドル308円に切り上げられ、1973年2月には変動相場制に移行した。

また、1973年10月、1978年12月と2度にわたる石油ショックへの対応も、この時期に求められることとなった。

なお、貿易自由化に関しては、OECD加盟時点の輸入自由化率は93%と欧米の水準に達していたものの、残存輸入制限品目も136を数え、農林水産物をはじめ、乗用車、工作機械、発電機、電算機などの重要工業品も含まれていた。その後、1965年の乗用車自由化、1970年のボイラー、工作機械、発電機の自由化、1971年の自動車エンジン自由化などを経て、1972年には自由化率95%、残存輸入制限品目33品目(農林水産物24品目、工業品9品目)となり、輸入自由化は一段落した。

第3章 外資法廃止以降(1989年までの約10年間)の動向

～自由化時代の外資の導入とその背景～

(1)外為法改正(1979年)と、対日直接投資促進施策

1979年、外為法が全面改正され(新法施行は1980年)、外資法(廃止)を吸収した上で、対外借入れ、対外・対内証券投資を事前届出制とするなど資本取引は「原則禁止」から「原則自由」の体系に大きく変更され、資本自由化が完成した。この外為法改正の概要は以下の通り。

資本取引が原則自由(事前届出制)に変更された(対外借入れ、ポートフォリオ投資としての対外・対内証券投資も事前届出制に)。

一定の場合(大量の資金移動、外為相場の急激な変動等を生む場合等)に大蔵大臣が資本取引を許可制にすることができるという規制は残存(有事規制)。

一定の場合(金融市場に悪影響を及ぼす等)、大蔵大臣は当該資本取引の内容の変更・中止を勧告・命令できるという措置は残存(貸付け、対外・対内証券発行、対外・対内直接投資等が対象)。

この全面改正により、対日直接投資自由化を目指す政策的な手当てはほぼ完了したといえ、以後、1980年代においては、対日直接投資誘致施策が積極的にとられるようになった。

1984年には、通商産業省に対日投資円滑化委員会が設置されたほか、日本貿易振興会(JETRO)には産業協力推進本部、産業協力・技術交流センター、中堅・中小企業海外投資促進委員会および対日投資促進委員会が設置されるなど、双方向の投資・技術交流と産業協力推進の体制も整備され、日本開発銀行による融資制度も開始されている。

こうした国レベルでの「対内直接投資促進」の流れを受けて、地域経済の活性化の観点から、地方自治体主導による取り組みも行われた。広域的な取り組みとしては、1982年に北海道、東北、北陸、九州の4地域に外資系企業誘致のための推進協議会が設けられ、1985年には全国組織として「外資系企業誘致連絡会議」が設置された。これらの組織では、国内での立地説明会の開催や海外への投資促進ミッションの派遣といった活動が活発に行われた。さらに、1986年3月には中国地方にも外資系企業誘致連絡会議が発足し、外国企業に対する情報提供事業が開始されている。

(2)1980年～1989年当時の外資系企業の進出状況

1)1980年代前半の外資系企業の進出状況(時系列分析)

1980年度の対日直接投資は、製造業1億8,900万ドル(対前年比55.0%)、非製造業1億1,100万ドル(同6.7%増)、合計3億ドル(同42.7%)となっている。製造業で対前年比大幅なマイナスとなっているのは、1979年度の石油関連大型対日直接投資案件の反動であった。

1981年度の対日直接投資は、製造業2億9,500万ドル(対前年比56.1%増)、非製造業1億3,800万ドル(同24.3%増)、合計4億3,200万ドル(同44.0%増)となっている。これは、外為法の全面改正による対日直接投資に関するアクセサビリティの上昇に起因するものと考えられ、日系企業との合弁会社などに代わり、100%出資の外資系会社の設立が目立つようになった。また、製造業の占める比率が、1980年度、1981年度は、7割を下回り、商事貿易業の増加により非製造業の構成比が高まった。また、サービス業、リース・金融業など非製造業でも規模の大きいものが出現し、国別、地域別では製造業、非製造業ともに米国の企業に比べ欧州、その他の国が目立つようになっている。

1982年度の対日直接投資は、製造業5億1,800万ドル(対前年比75.6%増)、非製造業2億3,100万ドル(同67.4%増)、合計7億4,900万ドル(同73.4%増)、1983年度は、製造業6億1,900万ドル(対前年比19.5%増)、非製造業1億9,400万ドル(同16.0%)、合計8億1,300万ドル(同8.5%増)となっている。この時期は、製造業に関する対日直接投資が好調であり、なかでも、製造業では機械、金属、化学の伸びが大きくなっている。非製造業は、1983年には前年の反動もあり一時的に対前年比マイナスに転じているが、商事貿易業のシェアは20.3%(1982年度)で過去最高を記録するなど増加基調であった。

この時期の特徴として、新規外資系企業(新規に外国資本により設立された会社および新規に外国資本が資本参加した企業)が過去最高を記録したことが挙げられる(1982年度は412社、1983年度は568社)。なお、この新規外資企業の4割以上が商事貿易業となっていた。国別、

地域別ではこの時期は米国系企業のシェアが 50%以上となっているが(1980,1981 年は、30%台)、これは、製造業および商事貿易業での米国系企業による大型案件の増加による。

1984 年度の対日直接投資は、製造業 2 億 7,700 万ドル(対前年比 55.3%)、非製造業 2 億 1,700 万ドル(同 11.9%増)、合計 4 億 9,300 万ドル(同 39.4%)となっており、金額ベースでは対前年比大幅なマイナスとなっているものの、届出件数は、3,685 件と過去最高を記録している。これは、外為法の改正により、対日直接投資のアクセサビリティが増し、大規模でない外資系企業も日本への投資に関心を示し始めたこと、日本の新興企業への関心が高まり外資系ベンチャー・キャピタルの活動が盛んになってきたことによる。

1985 年度の対日直接投資は増加に転じ、製造業 6 億 5,000 万ドル(対前年比 134.7%増)、非製造業 2 億 7,900 万ドル(同 28.6%増)、合計 9 億 3,000 万ドル(同 88.6%増)となっている。

1984 年度、1985 年度から、米国に加え再び欧州系外資系企業の対日直接投資が活発となり、なかでも英国、西ドイツ、スイスなどの投資が急増した。業種別で見ると、この時期には、米国系によるコンピュータおよびコンピュータ・ソフト分野、非製造業では信託銀行、投資顧問分野における対日直接投資が増加している。

2)1980 年代後半の外資系企業の進出状況(時系列分析)

1986 年度の対日直接投資は、製造業 4 億 9,500 万ドル(対前年比 23.8%)、非製造業 4 億 4,300 万ドル(同 58.8%増)、合計 9 億 4,000 万ドル(同 1.1%増)、1987 年度は、製造業 14 億 3,000 万ドル(対前年比 188.9%増)、非製造業 7 億 8,200 万ドル(同 76.5%増)、合計 22 億 1,400 万ドル(同 135.5%増)となっている。1987 年度の対日直接投資に関しては、特に製造業の増加が目立つ。国別では、米国系企業が 9 億 3,800 万ドルと従来の水準の倍近い投資を行っているほか、欧州系企業も全体で 4 億 4,800 万ドルと過去最高の水準を示しており、特にスイスは 1 億 6,900 万ドルと大きな伸びとなっている。業種では機械が圧倒的に多く 11 億 1,000 万ドルと前年比 378.4%増となっている。また、商事貿易業も依然として増加し、1986 年度で 1 億 3,000 万ドル(対前年比 51.2%増)、1987 年度で 2 億 9,100 万ドル(同 123.8%増)となっている。

1988 年度の対日直接投資は、製造業 24 億 2,500 万ドル(対前年比 69.6%増)、非製造業 8 億 1,800 万ドル(同 4.6%増)、合計 32 億 4,300 万ドル(同 46.5%増)、1989 年度は、製造業 11 億 7,200 万ドル(対前年比 51.7%)、非製造業 16 億 8,800 万ドル(同 106.4%増)、合計 28 億 6,000 万ドル(同 11.8%)となっている。1988 年度の製造業の増加は 1987 年度に引き続き高水準となっている。米国が 17 億 7,400 万ドルと 1987 年度に続き、前年に比べ倍近い投資を行っており、機械関連については 1988 年度は前年に引き続き、17 億 3,200 万ドル(対前年比 56.0%増)と高水準で推移し 1989 年度には 8 億 800 万ドルと減少しているが、商事貿易業については依然として増加し、1988 年度で 4 億 5,400 万ドル(対前年比 56.0%増)、1989 年度で 5 億 4,400 万ドル(同 19.8%増)となっている。新規外資企業の設立/参加は再び最高記録となり、1988 年度は 747 社、1989 年度は 843 社と急速に伸びている。

3)1980年代全体の外資系企業の進出状況(マクロ的視点)

2)、3)で俯瞰した1980年～1989年の外資系企業の進出状況を、1979年の外為法改正の影響という観点から、マクロ的視点に立ち、以下に製造業、非製造業に分けた上でマクロ的視点に立った整理を行う。

1980年代に入ると、製造業に関する対日直接投資は、飛躍的に増加した。1981年度以降の製造業の業種別・金額ベースの対内直接投資の推移に関しては、製造業合計で1976年度～1980年度は10億9,200万ドルだったものが、1981年度～1985年度で23億5,900万ドル(対前期間比116%増)、1986年度～1990年度で70億9,200万ドル(同200.6%増)と大幅に増加している。特に目立つのは、電機、自動車を含む機械と医薬品を含む化学。1979年度までは金額が大きかった石油は1986年以降、食品を下回っている。金属は大きく伸び、紡績、ゴム・皮革製品、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も1979年度以前よりは増加している。

非製造業に関しては、1979年度の外資法廃止までの水準は低かったが、1981年度に入ると、非製造業の対内直接投資も飛躍的に増加した。1981年度以降の非製造業の業種別・金額ベースの対日直接投資の推移をみると、非製造業合計で1976年度～1980年度は3億8,700万ドルだったものが、1981年度～1985年度で10億5,900万ドル(対前期間比173.6%増)、1986年度～1990年度で49億3,900万ドル(同366.4%増)と大幅に増加している。1989年度には、製造業を上回る直接投資の流入が非製造業にあった。これは、いわゆる日本のバブル期と一致しており、建設・不動産業、金融・保険業での増加が目立つ。

第4章 対日直接投資自由化の歴史の補足説明

(1)対日直接投資のマクロ的動向に関する補足説明

1950年代は証券投資(証券市場を通じた、経営参加を意図しないもの)、直接投資(経営参加を意図するもの)いずれも低水準であったが、1960年の外資導入規制緩和の実施、1961年の新たな外資導入緩和措置(対日証券投資の規制緩和を目的)を受けて、証券投資、直接投資ともにより増加傾向となった。

1967年以降の対日直接投資自由化を受け、以後「証券投資」が1967年以降に増勢に転じていく。資本自由化の開始とほぼ並行して、持続する高度成長のなかで日本企業の信用が高まり日本企業の株式の将来性が買われたことや、日本企業の株式が相対的に安価であるという認識が強まったこと、国際金融不安に起因する円資産の選好もその背景にある。

なお、「経営参加」が増勢に転じるのは、市場経由の株式取得の増勢に遅れたものの、自動車自由化、第4次自由化が行われた1971年以降で、同年に1億ドルを超え、外資法廃止の1979年に大幅に増加している。

(2)1960年代から1980年代までの対日直接投資の推移(業種別)に関する補足説明

製造業に関する対内直接投資は、1956年度～1960年度は合計で6,200万ドルだったものが、1961年度～1965年度で1億6,800万ドル、以下、5年累積で1966年度～1970年度で2億7,100

万ドル(対前期間比 61.3%増)、1971 年度～1975 年度で 6 億 9,600 万ドル(同 156.8%増)、1976 年度～1980 年度で 10 億 9,200 万ドル(同 56.9%増)と大幅に増加している。

このうち急増しているのは、1971 年度と 1979 年度。前者は自動車自由化によるもので、機械関連だけで 1 億 5,100 万ドルもの対日直接投資となっている。後者は外資法廃止によるものであり石油関連産業に集中している。業種間の比較をすると、電機、自動車を含む機械と医薬品を含む化学、石油に集中し、紡績、ゴム・皮革製品、食品が非常に少なく、金属、ガラス・土石製品(主としてセメント関連)も少なくなっている。

(3)1960 年代から 1980 年代までの対日直接投資の推移(地域別)に関する補足説明

1960 年代以降、一貫して米国系外資による対日直接投資が多く、欧州系全体と比較しても 1980 年代に至るまで米国 1 国だけで欧州系合計の倍以上の水準になっている。

1980 年代半ば以降は、欧州系によるものも増加し、1990 年度には、初めて、欧州全体の直接投資額が米国を上回った。なかでも、オランダ、西ドイツ、スイスの増加傾向が目立つ。また、外資比率 50%以上の企業(既に日本にある外資系企業)による再投資等も、1980 年代後半に急速に伸びている。